

## 三田市高齢者・介護審議会について

### ◆三田市高齢者・介護審議会の概要について

【任期】 2年（令和3年6月30日～令和5年6月29日）

【定数】 15人以内

【担当事務】 ①高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議  
②地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議  
③地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議

【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項  
三田市附属機関の設置に関する条例、三田市高齢者・介護審議会規則

### ◆三田市高齢者・介護審議会の構成員について

【学識経験者】 4名⇒大学、医師会、歯科医師会、宝塚健康福祉事務所

【団体推薦等】 8名⇒民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ケアマネジャー協会、介護相談員、老人クラブ連合会、介護者の会、介護サービス事業者

#### 留意事項

○学識経験者以外は通算3期を超えて再任することができません。

○委員の男女別の割合がそれぞれ3割（当審議会では4名）を下回らないよう努める必要がありますので、推薦時は可能な範囲で女性の登用をご検討ください。

### ◆R4年度審議会の開催予定・協議内容(案)について

R4年7月28日 第1回審議会 ⇒ R3年度介護保険事業評価、地域密着型サービス指定状況（以降、必要に応じて各回協議）、R3年度地域包括支援センター事業報告

R4年11月頃 第2回審議会 ⇒ R4年度地域包括支援センター事業中間報告、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施について

R5年3月頃 第3回審議会 ⇒ R5年度地域包括支援センター事業計画案、在宅介護実態調査の実施について、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて

○日程・内容はコロナウイルス感染症の状況等により変更・中止することがあります。

○三田市高齢者・介護審議会規則

平成 30 年 12 月 25 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三田市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき三田市高齢者・介護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(臨時委員)

第 4 条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときに、その身分を失う。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、高齢福祉担当課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

(三田市地域包括支援センター運営協議会規則及び三田市地域密着型サービス運営委員会規則の廃止)

3 三田市地域包括支援センター運営協議会規則(平成 21 年三田市規則第 20 号)及び三田市地域密着型サービス運営委員会規則(平成 21 年三田市規則第 21 号)は、廃止する。